

名古屋大学大学院環境学研究科同窓会 会則

平成 21 年 10 月 24 日承認

第一章 総 則

- 第 1 条 本会は、名古屋大学大学院環境学研究科同窓会と称する。
- 第 2 条 本会は、名古屋大学大学院環境学研究科にかかわる会員相互の交流、親睦を図ることを目的とする。
- 第 3 条 本会は、会員の希望により支部を設けることができる。

第二章 会 員

- 第 4 条 本会は、次に掲げる正会員をもって構成する。
- 一. 修了生会員 (環境学研究科の満了生を含む修了生)
 - 二. 教職員会員 (環境学研究科にかかわる教職員、ならびに教職員であった者)
 - 三. 特別会員 (環境学研究科にかかわる個人又は法人で本会が特別に認めた者)
- 第 5 条 環境学研究科の在學生は、準会員とする。

第三章 事 業

- 第 6 条 本会は、本会則第 2 条に掲げる目的を達成するために次に掲げる事業を行う。
- 一. 会員情報の管理、ならびに電子連絡網の維持更新
 - 二. 環境学研究科に関する最新情報の提供
 - 三. その他、本会の目的に沿った事業

第四章 役 員

- 第 7 条 1. 本会には、次の役員を置く。
- 一. 修了生会員代表 3 名
 - 二. 修了生会員副代表 6~9 名
 - 三. 教職員会員代表 1 名
 - 四. 教職員会員副代表 若干名
2. 前項の役員は、環境学研究科の各専攻が選任する。
3. 修了生会員より選任する役員の任期は 3 年とし、再任は原則行わない。
4. 教職員会員より選任する役員の任期は 2 年とし、再任は特に妨げない。
5. 教職員会員代表は、全学同窓会の環境学研究科選出幹事を兼ねる。
- 第 8 条 1. 修了生会員ならびに教職員会員の代表 (以下代表) は、共同で本会を代表する。
2. 代表は、共同で会務の執行を統括する。
3. 修了生会員ならびに教職員会員の副代表 (以下副代表) は、代表を補佐する。
- 第 9 条 1. 本会には、名誉会長を置くことができる。
2. 名誉会長は、代表のいずれかが委嘱する。
- 第 10 条 1. 本会には、顧問若干名を置くことができる。
2. 顧問は、会務に関連する重要事項について助言する。
3. 顧問は、代表のいずれかが委嘱する。

第五章 会 議

- 第 11 条 1. 本会には、本会の重要事項を審議するため、運営委員会を置く。
2. 運営委員会は、修了生会員、教職員会員の代表・副代表で組織する。
3. 運営委員会は、修了生会員、教職員会員いずれかの代表が招集し、その議長となる。
4. 運営委員会は、委任状を含めて半数以上の委員の出席がなければ、会議を開催することはできない。
5. 運営委員会の議事は、委任状を含めた出席者の過半数をもって決する。
6. 運営委員会で議決した事項は、連絡網、交流の場を通じて会員に報告する。

第 12 条 運営委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一. 会則及び細則の制定又は改廃に関する事項
- 二. 事業に関する事項
- 三. 経費に関する事項
- 四. 会員資格に関する事項
- 五. その他、代表が諮問する事項

第六章 会 計

第 13 条 本会においては、年会費等の会費を設けない。行事開催等にかかる費用は、参加する会員の負担を原則とする。寄付金があった場合は、経費の補助にあてる。

第七章 雑 則

第 14 条 本会の運用年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 15 条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は、別途定める。

附 則

この会則は、平成 21 年 10 月 24 日から施行する。